

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年9月7日

広島県知事 横田 美香

1 業務内容

- (1) 業務名
令和8年度木造住宅耐震化促進に向けた広報戦略策定及び広報媒体作成委託業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで
- (4) 履行場所
広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局建築課（広島県庁北館5階）
- (5) 事業予算額
4,686千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「56A 広告・広報」の資格を認定されている者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局建築課
電話：082-513-4133（ダイヤルイン）
電子メール：dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp

イ 交付期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

広島県ホームページからダウンロードする、上記アの場所で直接受け取る又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切

手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年9月17日（木） 午後5時（必着）

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年9月24日（木）までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

上記(1)アの場所

イ 参加申出期限

令和8年9月10日（木） 午後1時00分

ウ 説明会開催日

令和8年9月11日（金） 午後1時30分

エ 説明会開催場所

オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年10月7日（水） 正午（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書 評価基準に従い、「令和8年度木造住宅耐震化促進に向けた広報戦略策定及び広報媒体作成委託業務審査委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

審査は、第1次審査を書面で行い、その中から高得点を獲得した提案者3者程度について第2次審査をプレゼンテーションにより行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者

として決定する。第2次審査は、第1次審査の得点を持ち越さない。

なお、提案者が3者程度を超えない場合は、第1次審査は実施しない。

(2) 第1次審査（提案書による審査）

令和8年10月13日（火）に、提案書による審査を実施する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

① 日 時：令和8年10月19日（月）

② 場 所：オンライン

③ その他：開始時間等の詳細は別途通知する。

(4) 提案書評価基準

評価項目については、「令和8年度木造住宅耐震化促進に向けた広報戦略策定及び広報媒体作成委託業務公募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(5) 結果の通知

令和8年10月19日（月）までに、全ての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「56A 広告・広報」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 電子契約の可否

不可

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局建築課

電話：082-513-4133（ダイヤルイン）

電子メール：dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp